

【看護師等養成所の専任教員の要件】

看護師等養成所の専任教員になることができる者

- ア. 5年以上業務に従事し、専任教員として**必要な研修**^{注1}を修了した者
- イ. 3年以上業務に従事し、大学で**教育に関する科目**^{注2}を履修して卒業した者
- ウ. 看護師(保健師・助産師)の教育に関し、ア. と同等以上の学識経験を有すると認められる者

注1 「専任教員として必要な研修」

- ・厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- ・厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)
- ・国立保健医療科学院の専攻課程(平成一四年度及び平成一五年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成一六年度)

注2 「教育に関する科目」

教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計四単位以上

{ 看護師等養成所の運営に関する指導要領について 第四-1
看護師等養成所の運営に関する手引きについて 第四-1-(1) より